

# 基本財産積立金管理運用規程

## (目 的)

第 1 条 この土地改良区は、財政の健全な運用、土地改良事業の円滑な推進並びに組織運営の強化安定を図るため、基本金積立金（以下「積立金」という。）を設置する。

2. 積立金の管理運用は、定款、規約、他の規程によるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (積立金の額)

第 2 条 積立金の額は、基本金積立特別会計の予算で定める額とする。

## (管 理)

第 3 条 積立金は、この土地改良区の指定する金融機関に預託する。

2. 積立金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益の処理)

第 4 条 預託から生ずる収益は、この積立金に編入するものとする。

## (積立金の使途)

第 5 条 積立金は総代会の承認を経て使途を決定するものとする。

2. 理事長は、前項の承認後に緊急やむを得ない事由により、承認にかかる事項に変更を加える必要が生じたときは、監事会の承認を得て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を経なければならない。

## (繰替運用)

第 6 条 理事長は、財政上特別の必要があるときは、確実な繰戻しの方法、金額、期間を定め、総代会の承認を経て、この積立金を他会計に繰り替えて運用することができる。

## (委 託)

第 7 条 この規程に定めるものを除くほか、積立金の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

1. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。